

(平成21年9月2日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岩手地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 14 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 13 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成17年11月7日に、資格喪失日に係る記録を同年12月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については22万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年11月7日から同年12月29日まで

私は、A社B営業所から派遣され、C社B工場で勤務していた。給与から社会保険料が控除されているので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書、雇用保険の加入記録及びA社の事業所回答により、申立人がA社B営業所から派遣され、C社B工場に平成17年11月7日から同年12月28日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の厚生年金保険料控除額から22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料を保管していないので不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

岩手国民年金 事案 494（事案 325 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 2 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 2 月から 48 年 3 月まで

私は申立期間当時大学生で、帰省した際に母親から「裏の A さんは年金を掛けていないけれど、あなたの年金は掛けているからね。」と言われていた。

国民年金保険料は、母親が家族全員分を婦人会に納めていたので、兄たちの国民年金の記録はあるのに、私の分だけ無いのはおかしい。

先の申立ては認められないと通知を受けたが、当時母親の同居家族であった義姉、兄も証言してくれるので再度審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は申立期間に係る国民年金保険料の納付に関与していない上、申立人の所持する国民年金手帳記号番号は昭和 57 年 11 月に払い出されており、申立人は国民年金手帳を 1 冊しか交付されていないと述べるなど、同手帳記号番号以前に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 1 月 9 日付けで年金記録の訂正は必要でないとの通知が行われている。

今回、B 社会保険事務所保管の国民年金手帳記号番号払出簿によって、申立期間を含む昭和 45 年 5 月から 48 年 5 月まで C 市において国民年金手帳記号番号を払い出された者を確認しても、申立人の氏名は無く、同市において申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無かった。

また、申立人が帰省時に申立人の母親から年金を掛けていないと聞かされていたと主張している者について、申立人の義姉は「はじめ年金を掛けていたが、途中から掛けなくなった。」と供述しており、その者に係る社会保険庁の記録等では、免除されていた期間が認められるものの申立期間とは異なる。

ることから、申立人の主張を裏付けることはできなかった。

さらに、申立人が挙げている申立人の母親と同居していた家族も「申立期間当時、国民年金保険料は市から通知が来て納めており、申立人の母親は家族全員分の保険料を納めていると言っていたから、申立人の分の保険料も納付していたはずである。」と主張しているが、申立期間について、申立人がC市で国民年金に加入していた形跡が無いことから、同市が申立人分の国民年金保険料の納付通知をすることも無かったと考えられる。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 8 月 26 日から 37 年 12 月 31 日まで
② 昭和 38 年 1 月 5 日から 42 年 3 月 1 日まで

私は、A社設立直前までB社で従業員として働いていた。

また、申立期間にA社で働いていた弟に厚生年金保険被保険者記録があるので、私が申立期間において厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社に係る申立期間①については、複数の同僚の供述から、申立人が同社で働いていたことは推認されるが、当該同僚は、申立人は申立期間①において同社の下請業者だったと供述している。

また、申立人は、昭和 36 年 4 月に結婚したが、そのころ既にA社で働いていたと供述している。

さらに、当該事業所は昭和 37 年 10 月 26 日に全喪しており、申立期間①のうち同年 10 月 26 日から同年 12 月 31 日までの期間は、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できるほか、所在地を管轄する法務局に商業登記の記録は無く、事業主も既に死亡していることから、申立人の勤務状況や給与から厚生年金保険料を控除していた事実を示す関連資料や供述は得られなかった。

加えて、社会保険事務所が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の資格喪失日が昭和 34 年 8 月 26 日と記録されており、申立期間①において申立人の記録は無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

A社に係る申立期間②については、複数の同僚の供述により、申立人が申立期間②においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所は、申立期間②当時、申立人の父親が経営する個人事業所

であり、申立人は現在、申立事業所を継承した事業主であるが、当時の社会保険関係手続は亡くなった申立人の父親が担当しており、資料も保管していないことから何も分からないと供述しているほか、当時の同僚からは申立人の給与から厚生年金保険料を控除していた事実を示す関連資料や供述は得られなかった。

また、申立人は、「申立期間②に係る被保険者記録がある弟は、A社に中途入社したが、私は父親と行動を共にしていた。私はA社設立後、C市の現場で責任者として1年ほど勤務した後、D市の現場で責任者となった。後任として弟がC市の現場の責任者となったので、私と弟がC市の現場で一緒に勤務したことは無い。私が結婚した昭和36年4月ごろの従業員数は、C市の現場が10人くらい、D市の現場が数人であった。」と供述しているところ、申立事業所が新規適用事業所となった昭和38年1月5日に厚生年金保険の資格を取得した記録がある者は9人であり、このうち連絡可能な5人に照会し、申立人の弟を含む3人から回答を得たが、3人ともC市の現場で働いていたと供述しているのに対し、申立期間②においてD市の現場で申立人と一緒に仕事をしていたと供述している同僚は、申立事業所の新規適用と同時に厚生年金保険の資格を取得していない。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立人は昭和33年2月25日以降、申立人の父親と被保険者記録が同一であり、申立人の父親と同様に申立期間②に係る被保険者記録が無い。

加えて、申立人及びその妻は、昭和40年ごろ、第一子の病気で小児科医院に行った時保険証を使ったと主張しているところ、当該小児科医院は、当時の資料を保管していないので保険証の種類は分からないと回答しているほか、申立人の妻は「保険証は社長であった亡くなった義父から渡されたので種類は覚えていない」と供述しており、保険証の種類を特定するには至らなかった。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年11月22日から38年1月26日まで
② 昭和38年6月25日から同年7月4日まで
③ 昭和39年7月11日から同年9月3日まで
④ 昭和40年6月7日から同年8月1日まで
⑤ 昭和41年6月28日から同年12月30日まで
⑥ 昭和42年5月5日から同年12月22日まで

私の船員手帳に記載された期間については船員保険被保険者であるはずなので、私が申立期間において、船員保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している船員手帳には申立期間①から⑥に係る雇入、雇止年月日に記載されているが、これは船員法において海上労働の特殊性を考慮し、労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り込む前に行政庁があらかじめその労働条件の適法性等を確認するために設けている労働契約の公認制度であり、必ずしも船員保険の加入期間と一致するものではないため、申立人が所持する船員手帳に記載の雇入年月日及び雇止年月日をもって、直ちに船員保険資格の取得日及び喪失日の根拠とすることができない。

申立期間①については、申立人が所持している船員手帳の記載事項により、申立人が申立期間①においてA丸に乗船し甲板員として勤務していたことは確認できる。

しかし、申立事業所は昭和38年12月28日に全喪し、船舶所有者は既に死亡しており、資格得喪の届出及び保険料の控除について確認できないほか、申立人は同僚の名前を覚えておらず、社会保険庁の記録において連絡可能な者がいないことから、申立期間①における申立人の勤務実態、船員保険の適用について確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立人は、当時A丸には15人程度乗船していたと供述しているところ、

社会保険事務所が保管している当該事業所に係る船員保険被保険者名簿には申立期間①において5人しか被保険者の記録が無く、当該事業所においては全員が被保険者となっていないことがわかるほか、社会保険事務所が保管している当該事業所に係る船員保険被保険者名簿を確認したところ、申立人の加入記録は無く、申立期間①に係る船員保険の被保険者証番号に欠番や乱れも無い。

申立期間②については、申立人が所持している船員手帳の記載事項により、申立人が申立期間②においてB丸に乗船し甲板員として勤務していたことは確認できる。

しかし、社会保険事務所が保管している船員保険船舶所有者名簿の記録によると、申立事業所は昭和38年2月16日に全喪しており、申立期間②は適用事業所ではない。

また、船舶所有者は既に死亡しており、資格得喪の届出及び保険料の控除について確認できなかった。

さらに、申立人は同僚の名前を覚えていないため、申立事業所が全喪した昭和38年2月16日時点で被保険者記録のある13人の内、連絡可能な5人に照会し、1人から回答を得たが、当時のことを何も覚えておらず、申立人のことも知らないとして供述しており、申立期間②における申立人の勤務実態、船員保険の適用について確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

申立期間③については、申立人が所持している船員手帳の記載事項及び複数の同僚の供述により、申立人が申立期間③においてC丸に乗船し甲板員として勤務していたことは確認できる。

しかし、船舶所有者は既に死亡しており、資格得喪の届出及び保険料の控除について確認できなかった。

また、申立期間③に乗船していたC丸関係者は、「船長、機関長、局長、漁労長しか船員保険に加入していなかった」と供述しているところ、申立人が所持している船員手帳には職務が甲板員と記載されている。

さらに、社会保険事務所が保管している当該事業所に係る船員保険被保険者名簿には、申立人の資格取得日が昭和39年9月3日と記録されており、申立期間③に係る船員保険の被保険者証番号に欠番や乱れも無い。

申立期間④については、申立人が所持している船員手帳の記載事項及び複数の同僚の供述により、申立人が申立期間④においてD丸に乗船し甲板長として勤務していたことは確認できる。

しかし、D丸関係者は、「船舶所有者と事務を頼んでいた人は既に死亡している。当時1航海は約2か月であったが、初めて乗る船員は1航海様子を見てから船員保険をかけていた」と供述しているところ、申立人が保管している船員手帳の雇入年月日は昭和40年6月7日と記載されており、社会保険事務所が保管している申立事業所に係る船員保険被保険者名簿では申立人の資格取得日は同年8月1日であることが確認できるほか、申立期間④に係る船員保険の被保険者証番号に欠番や乱れも無い。

申立期間⑤については、申立人が所持している船員手帳の記載事項及び同僚の

供述により、申立人が申立期間⑤においてE丸に乗船し甲板長として勤務していたことは確認できる。

しかし、申立事業所は昭和41年12月28日に全喪し、船舶所有者は既に死亡していることから、資格得喪の届出及び保険料の控除について確認できなかった。

また、社会保険事務所が保管している申立事業所に係る船員保険被保険者名簿には、申立人の記録及び申立人が一緒に乗船していたとして名前を挙げた同僚の記録は無く、申立期間⑤に係る船員保険の被保険者証番号に欠番や乱れも無い。

さらに、申立期間⑤に乗船していたE丸関係者は、「船長、機関長、局長、漁労長しか船員保険に加入していなかった」と供述しているところ、申立事業所に係る船員保険被保険者名簿及び申立人が所持している船員手帳には職務が甲板長と記載されている。

申立期間⑥については、申立人が所持している船員手帳の記載事項及び複数の同僚の供述により、申立人が申立期間⑥においてF丸に乗船し甲板長として勤務していたことは確認できる。

しかし、申立事業所は、昭和55年12月22日に全喪し、商業登記簿謄本によると59年12月2日には会社を解散しており、連絡可能な当時の取締役は「当時のことは何も分からない」と供述していることから、申立期間⑥における申立人の勤務実態、船員保険の適用について確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、社会保険事務所が保管している申立事業所に係る船員保険の被保険者名簿には、申立人の資格取得日が昭和43年5月7日と記録されており、申立期間⑥に係る船員保険被保険者証番号に欠番や乱れも無い。

このほか、申立人の申立期間①から⑥における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間①から⑥に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 25 年 8 月 24 日から同年 11 月 11 日まで
② 昭和 29 年 8 月 31 日から同年 9 月 16 日まで
③ 昭和 30 年 4 月 23 日から同年 9 月 25 日まで
④ 昭和 32 年 2 月 16 日から同年 4 月 3 日まで

私は、申立期間①についてはA丸（船舶所有者は、B社）、申立期間②についてはC丸（船舶所有者は、D社）、申立期間③についてはE丸（船舶所有者は、F氏）、申立期間④についてはG丸（船舶所有者は、H組合）に乗船していた。私の船員手帳には雇入れ及び雇止めの記載があるので申立期間について船員保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が所持する船員手帳に雇入れ及び雇止めの記載があることから、申立人が申立期間①においてB社（現在は、I社）が所有するA丸に乗船していたことは確認できる。

しかし、当該事業所は申立期間①当時の船員保険被保険者名簿を保管しており、申立人の名前が記載されていないことから船員保険に加入させていなかったと思われると回答している。

また、申立期間①当時、A丸において船員保険被保険者資格を取得している複数の同僚に照会したものの、当時の同船に係る船員保険の適用について具体的な取扱い等の供述は得られなかった。

さらに、社会保険事務所が保管している当該事業所に係る船員保険被保険者名簿を確認したところ、申立人の加入記録は無く、船員保険の被保険者証番号に欠番や乱れも無い。

申立期間②について、申立人が所持する船員手帳に雇入れ及び雇止めの記載があることから、申立人が申立期間②においてD社が所有するC丸に乗船していたことは確認できる。

しかし、当該事業所は昭和 52 年 12 月に火災のため申立期間②当時の書類を焼

失していることから、申立内容を裏付ける関連資料は得られなかった。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人が記憶している船長及び漁労長についても申立期間②において船員保険の加入記録は確認できない。

さらに、社会保険事務所が保管している当該事業所に係る船員保険被保険者名簿によると、申立期間②当時、C丸で船員保険に加入している者はおらず、同名簿には申立人の記録は無い上、船員保険の被保険者証番号に欠番や乱れも無い。

申立期間③について、申立人が所持する船員手帳に雇入れ及び雇止めの記載があることから、申立人が申立期間③においてF氏が所有するE丸に乗船していたことは確認できる。

しかし、社会保険事務所が保管する船員保険船舶所有者名簿によると、申立期間③当時にF氏及びE丸の記録は無く、船員保険の適用事業所（船舶所有者）でなかったことが確認できる。

また、船舶所有者は所在が不明のため、申立人の申立期間③に係る船員保険の適用及び船員保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人が記憶している船長は申立期間③に含まれる昭和30年5月12日から同年6月28日までの期間に別の船舶での加入記録があることが確認できるものの、申立期間③においてE丸での船員保険の加入記録は無い。

申立期間④について、申立人が所持する船員手帳に雇入れ及び雇止めの記載があることから、申立人が申立期間④においてH組合が所有するG丸に乗船していたことは確認できる。

しかし、当該組合は昭和56年3月に解散しており、解散当時の事務担当者によると、当時の資料は既に廃棄されているとしていることから、申立内容を裏付ける関連資料は得られなかった。

また、申立期間④当時、G丸において船員保険被保険者資格を取得している複数の同僚に照会したものの、当時の同船に係る船員保険の適用について具体的な取扱い等の供述は得られなかった。

さらに、社会保険事務所が保管している当該組合に係る船員保険被保険者名簿を確認したところ、申立人の加入記録は無く、船員保険の被保険者証番号に欠番や乱れも無い。

このほか、申立人の申立期間①、②、③及び④における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間①、②、③及び④に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 10 月 18 日から 54 年 1 月 25 日まで

A社に勤務していた期間について、厚生年金保険の加入期間を照会したところ、一部の期間について、厚生年金保険に加入した事実が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。

厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無いが、間違いなく継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における元事業主及び同僚の供述により、申立人が申立期間、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人に係る厚生年金保険の適用について、元事業主に照会したが、当時の社会保険関係書類等を保管しておらず詳細については不明と回答しており、これらの事実を確認できる関連資料や供述を得ることができなかった。

また、申立期間当時事務職員だった同僚に照会したところ、「社会保険関係の手続については、社会保険労務士にお願いしていたので詳細については不明。」と回答しており、当時業務を委託されていた社会保険労務士についても、既に死亡していることから、申立内容を裏付ける関連資料や供述を得ることができなかった。

さらに、申立人は申立期間の一部について、申立人の夫の健康保険の被扶養者になっていることが確認できる。

加えて、社会保険事務所が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者原票を確認したが、申立期間において申立人の記録は無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月1日から23年まで

私は、高校を卒業してすぐA社（現在は、B社及びC社）に入社し約3年勤務した。その後、D社（現在は、E社）に転勤し約2年勤務して結婚した。退職した時期は不明だが、勤務していたことは間違いないので、私が申立期間において厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

E社が保管する発令簿及び辞職願により、申立人は申立期間のうち昭和19年4月1日から20年2月20日までの期間はA社に勤務し、同年2月20日から21年4月30日までD社に勤務していたことは確認できる

しかし、申立人の厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除についてB社、C社及びE社に照会したが、当時の関係書類を保管していないと回答していることから、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用について確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、社会保険庁の記録によると、A社は昭和39年12月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、D社は厚生年金保険の適用事業所となった記録は無いことから、申立期間当時は両申立事業所共に厚生年金保険の適用事業所ではない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年11月末から34年10月末まで
② 昭和34年11月1日から36年3月末まで

私は、申立期間①についてA社に勤務した。また、申立期間②についてB社の下請会社に勤務したが、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、加入記録が無いと回答された。証拠書類は無いが、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る申立期間①について、社会保険庁のオンライン記録では同社は厚生年金保険の適用事業所としての記録が無く、法務局に照会したが、同社の記録及び商業登記簿は無いことから、申立人が事業所所在地として申立てているC町（現在は、D市）において、申立事業所を確認できる関連資料や供述を得ることができなかった。

また、申立人が類似の事業所としてE社を挙げており、同社に申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の加入記録について照会したが、「前身はF社で、昭和40年にC町に移転し該当しない。」と回答があり、これらの事実を確認できる関連資料を得ることができなかった。

さらに、法務局に照会して判明した申立事業所の所在地にあるG社について、社会保険庁のオンライン記録により当時勤務していた者に照会したところ、「申立人はC町のH社でセメント袋を制作していた。会社は兄弟で経営していた。」との供述があり、H社に照会したが、「当社とG社は同族会社で、当時この地域では会社名を混同して呼ばれていた。当時の資料を廃棄して不明である。」としており、申立人の申立内容を確認できる関連資料や供述を得ることができなかった。

なお、G社に照会したところ、当時の資料から「Iさんという方は勤務していた記録があります。」と回答されたが、申立人は、この記録を別人であると主張

していることから、申立人の厚生年金保険の加入記録と特定するには至らなかった。

J社の下請会社に係る申立期間②について、申立人は申立事業所を下請会社としていることから該当事業所を特定することができなかった。

また、申立人が類似事業所としてK社を挙げていることから、同社に照会したが、「当時の資料は廃棄処分されて無いため不明」と回答され、申立人の勤務実態や厚生年金保険の加入記録について、申立内容を裏付ける事実及び供述を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所が保管しているK社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したが、申立期間において申立人の記録が無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額について記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 8 月 1 日から 15 年 7 月 1 日まで
平成 15 年ごろ、事業の経営状況が悪く厚生年金保険料を遅延する現実があり、私は、社会保険事務所の徴収課の方に保険料減額の方法があると指導を受け標準報酬月額の引下げを行った。
今となっては納付すべき保険料を支払いその代償としての年金を査定していただくのが当然のことと思うので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社の監査役として同社に在籍し、厚生年金保険の被保険者であったことが、同社の閉鎖登記簿謄本及び社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録により認められる。

また、社会保険庁の記録により、申立人が、厚生年金保険被保険者でなくなった日（平成 15 年 7 月 10 日）の後の平成 15 年 8 月 26 日付けで、13 年 8 月から 15 年 6 月までの 23 か月間の標準報酬月額について、遡及した減額処理が行われていることが確認できる。

しかし、申立人は、申立期間当時、社会保険事務手続の担当者であり、申立期間に係る自らの標準報酬月額の減額の手続を行ったと供述している。

なお、申立人が保管していた、平成 13 年分所得税源泉徴収簿及び平成 14 年分所得税源泉徴収簿により、訂正前の標準報酬月額に見合った保険料が控除されていることが確認できるが、申立人は、A社の監査役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に同意しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効でないものであると主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

岩手厚生年金 事案 414

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年9月から30年6月まで
② 昭和30年7月から32年7月まで

私は、申立期間①にA社B事業所に、申立期間②にC社D出張所に勤務していたが厚生年金保険の被保険者記録が無かった。間違いなく勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

E市が保管している国民健康保険の被保険者記録によると、申立人は申立期間①のうち昭和30年4月1日から同年6月までの期間及び申立期間②において国民健康保険の被保険者となっていることが確認できる。

A社B事業所に係る申立期間①については、同事業所は昭和37年5月31日に適用事業所でなくなっており、元事業主も所在不明のため、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について確認することができなかった。

また、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者となっている複数の者に照会したが、申立内容を裏付ける供述を得ることができなかった。

さらに、申立人が一緒に働いたとしている複数の上司は、当該事業所において厚生年金保険の被保険者となっていない。

加えて、社会保険事務所が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したところ、申立期間において申立人の記録が無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

C社D出張所に係る申立期間②については、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について同社本社に照会したが、申立人が申立事業所に在籍したことを証明できる当時の資料は無く、これらの事実を確認できる関連資料や供述を得ることができなかった。

また、申立期間当時、申立事業所において厚生年金保険の被保険者となってい

る者に照会したが、申立内容を裏付ける供述を得ることができなかった。

さらに、申立事業所は昭和 30 年 12 月 1 日に適用事業所でなくなっており、申立期間のうち同年 12 月 1 日から 32 年 7 月までの期間は厚生年金保険の適用事業所ではない。

加えて、申立人が一緒に働いたとしている上司及び同僚は、当該事業所において厚生年金保険の被保険者となっていない。

その上、社会保険事務所が保管している申立事業所に係る厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したところ、申立期間において申立人の記録が無い上、厚生年金保険被保険者の整理番号に欠番や乱れも無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 5 月 1 日から 47 年 2 月 1 日まで
私は、昭和 45 年 5 月 1 日から 50 年 2 月 28 日までの間、A社B工場に勤務したが、社会保険事務所に確認したところ厚生年金保険の加入記録が 47 年 2 月 1 日からとなっていた。申立期間も間違いなく勤務していたので厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述により、申立人が申立期間においてA社B工場に勤務していたことが推認される。

しかし、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用についてA社に照会したところ、申立期間当時の関係書類が保管されておらず、当時のB工場の工場長は既に死亡しているため、これらの事実を確認できる関連資料や供述を得ることができなかった。

また、社会保険事務所が保管している厚生年金保険の記号番号払出簿によると、申立人の厚生年金保険記号番号は昭和 47 年 5 月 26 日に新規に払い出されており、当該事業所で同日新規に払い出されている 6 人の記号番号は連番であることが確認できる。

さらに、申立人と同時期に勤務していたと思われる同僚に聴取したところ、複数の同僚が、同人が記憶している入社日から 7 か月から 2 年後に当該事業所において厚生年金保険被保険者の資格を取得している。

加えて、雇用保険の加入記録によると、申立人の当該事業所における資格取得日は昭和 47 年 5 月 1 日と記録されている。

その上、社会保険事務所が保管している当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の資格取得日は昭和 47 年 2 月 1 日と記録されているほか、申立期間において申立人の記録は無い上、健康保険の整理番号に欠番や

乱れも無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岩手厚生年金 事案 416

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年10月1日から同年12月10日まで

私は、昭和51年4月にA社B工場に就職し、同年10月から52年12月までの14か月間、厚生年金保険の被保険者であると思っていたが、社会保険庁の記録によると、厚生年金保険の被保険者期間が12か月間となっている。毎月給料から厚生年金保険料を控除されていたので私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場は、昭和54年4月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、本社も平成元年12月3日に商法第406条ノ3第1項の規定により解散し、申立期間当時の社長も死亡しているため、申立人の申立期間に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について確認することはできない。

また、当該事業所に申立期間当時、勤務していた複数の同僚に照会したが、申立内容を裏付ける具体的な供述を得ることはできなかった。

さらに、雇用保険の加入記録によると、申立人の離職日は昭和52年9月30日と記録されており、当該記録は厚生年金保険の資格喪失日と符合している。

加えて、社会保険事務所が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立人の資格喪失日は昭和52年10月1日と記録されているほか、健康保険被保険者証の返納年月日は同年10月6日となっていることが確認できる。

その上、社会保険庁の記録によると、申立期間中の昭和52年11月から国民年金の納付済みであることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により
給与から控除されていたことを認めることはできない。

岩手厚生年金 事案 417

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 9 月 3 日から同年 11 月 1 日まで

私は、A社に平成 2 年 9 月 3 日から勤務していたが、社会保険事務所に確認したところ、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無い旨の回答をもらった。なぜ資格取得日が同年 11 月 1 日になっているのかが分からない。申立期間について間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社が保管している社員名簿により、申立人が、平成 2 年 9 月 3 日から同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、当該事業所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書によると、申立人が、当該事業所において平成 2 年 11 月 1 日に資格取得していることが確認でき、同記録は社会保険庁の記録と一致している。

また、当該事業所が保管している賃金台帳によると、平成 2 年 11 月の厚生年金保険料は控除されているものの、同年 9 月及び同年 10 月の厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

さらに、当該事業所は、申立期間当時、採用の日から 2 か月間を試用期間とし、厚生年金保険の加入手続は試用期間が終了してから行っていたと回答しており、複数の同僚からも、試用期間経過後に加入手続をしていたという供述があった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年3月23日から31年7月1日

私は、昭和29年3月23日からA社B事業所（現在は、C社D支社）に勤務していたが、ねんきん特別便にはE共済組合の資格取得年月日が31年7月1日と記載されていた。

昭和29年3月23日からの年金の記録がどのようになっているのか調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

E共済組合が保管している履歴書によると、申立人は昭和29年3月18日に臨時人夫として採用され、その後、同年4月1日に試用員、同年6月1日に職員となっており、申立期間にA社B事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、社会保険庁の記録において、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所になったのは昭和38年10月1日であり、申立期間当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、E共済組合では、申立人が組合員であった期間は、昭和29年6月1日から平成元年9月30日までとしており、申立期間当時、組合員の加入資格が生ずるのは職員の発令を受けた日以降であるため、職員の発令日である昭和29年6月1日より前の期間については、申立人は組合員ではないと回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、インターネット上のE共済組合ホームページによると、「『ねんきん特別便 年金記録のお知らせ』に表示されていない昭和31年7月1日以前の加入

期間も年金額に正しく反映されていますので、ご安心ください。」という旨の説明が掲載されている。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 21 年 9 月 1 日から 22 年 8 月 1 日まで
② 昭和 23 年 12 月 1 日から 24 年 3 月 15 日まで
③ 昭和 25 年 5 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

私は、申立期間①は、A社B支店に、申立期間②は、A社B支店又はC社にそれぞれ運転手として勤務していた。また、申立期間③は、D社（現在は、E社）に運転手等として勤務していた。間違いなく勤務していたので厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支店に係る申立期間①及び②については、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用について同社F支店に照会したが、申立期間当時の関係資料が保管されておらず、これらの事実を確認できる関連資料及び供述を得ることができなかった。

また、申立人から名前の挙がった複数の同僚については、社会保険事務所が保管している当該事業所に係る健康保険労働者年金保険事業所別被保険者名簿に記録されておらず、オンライン記録で検索したが当該事業所において申立期間①及び②に係る同僚の被保険者記録は見当たらない。

さらに、社会保険事務所が保管している当該事業所に係る健康保険労働者年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立人の記録は、昭和 17 年 7 月 20 日から 21 年 9 月 1 日までの期間及び 22 年 8 月 1 日から 23 年 12 月 1 日までの期間となっている。

C社に係る申立期間②については、同事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に記録されている当時の事業主も所在が不明であり、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用について確認することができなかった。

さらに、社会保険事務所が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保

険事業所別被保険者名簿によると、申立人は昭和 24 年 3 月 15 日に資格取得しているほか、申立期間において申立人の記録は無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

D社に係る申立期間③については、雇用保険の記録及び申立人から提出のあったE社を退職する際の感謝状の記載から申立期間において勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用についてE社に照会したが、同社が保管しているD社G支店に係る健康保険・厚生年金保険・被保険者臺帳に申立人が昭和 25 年 8 月 1 日資格取得と記録されている以外に、申立期間当時の関係資料が保管されておらず、これらの事実を確認できる関連資料及び供述を得ることができなかった。

また、申立人から名前の挙がった同僚については既に死亡しており、申立内容を裏付ける供述を得ることができなかった。

さらに、社会保険事務所が保管しているD社G支店に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立人は昭和 25 年 8 月 1 日に資格取得しているほか、申立期間において申立人の記録は無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。